

VIII 所得保障

国民年金制度

1 年金制度（納付記録・加入期間・受給資格）問い合わせ

国民年金・厚生年金の納付記録・加入期間・受給資格・納付相談に関するお問い合わせは、以下のとおりです。

札幌東年金事務所 （旧札幌東社会保険事務所） 所管区域： 東区、白石区、豊平区	所在地：白石区菊水1条3丁目1番1号 ・年金の請求・相談（お客様相談室） ・国民年金の加入・納付（国民年金課）	電話 831-0735 電話 831-0715 電話 832-5394
札幌西年金事務所 （旧札幌西社会保険事務所） 所管区域： 中央区、南区	所在地：中央区北3条西11丁目2番1号 ・年金の請求・相談（お客様相談室） ・国民年金の加入・納付（国民年金課）	電話 241-7284 電話 241-4627 電話 271-1156
札幌北年金事務所 （旧札幌北社会保険事務所） 所管区域： 北区、西区、手稲区	所在地：北区北24条西6丁目2番12号 ・年金の請求・相談（お客様相談室） ・国民年金の加入・納付（国民年金課）	電話 717-4133 電話 717-4112 電話 717-4115
新さっぽろ年金事務所 （旧新さっぽろ社会保険事務所） 所管区域： 厚別区、清田区	所在地：厚別区厚別中央2条6丁目4番30号 ・年金の請求・相談（お客様相談室） ・国民年金の加入・納付（国民年金課）	電話 892-9313 電話 892-9318 電話 892-9316
ねんきんダイヤル	年金の電話相談	電話 0570-05-1165
	I P 電話から	電話 03-6700-1165
街角の年金相談センター札幌駅前 【来訪相談】	所在地：中央区北1条西2丁目1 札幌時計台ビル4階 電話 221-2250	電話による相談は受け付けていません 年金の受け取りに関する相談や手続きのみ
街角の年金相談センター麻生 【来訪相談】	所在地：北区北38条西4丁目 電話 708-7087	電話による相談は受け付けていません 年金の受け取りに関する相談や手続きのみ

2 老齢基礎年金

◆受けられる方：

大正15年4月2日以後に生まれた方で国民年金の受給資格期間が、原則として10年以上ある方が、65歳になったときから受けられます（平成29年8月に年金の受給に必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されました。）。

◆ 受給資格期間の算式：

保険料を納めた期間 ＋ 免除・若年者納付猶予・学生納付特例期間 ＋ 被用者年金制度（厚生年金など）の加入期間 ＋ 第3号被保険者であった期間 ＋ 合算対象期間（カラ期間）（※）	=原則として10年以上あること
--	-----------------

（※）合算対象期間（カラ期間）

老齢基礎年金を受けるための受給資格期間を計算するときには含めることができますが、年金額を計算するときには含まれません。

合算対象期間（カラ期間）には次の期間などが該当します。

（1）昭和61年3月以前で20歳以上60歳未満の次の期間

ア 厚生年金・共済組合などの被用者年金制度の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間

イ 被用者年金制度の老齢（退職）・障害給付の受給権者の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間

ウ 被用者年金制度の遺族給付の受給権者で、国民年金に任意加入していなかった期間

（2）平成3年3月以前に20歳以上60歳未満の学生であって、任意加入していなかった期間

（3）日本国籍の方や日本に永住許可を得ている方で、20歳以上60歳未満の間に海外に居住していて任意加入していなかった期間

（4）国民年金に任意加入していた期間で、保険料を納めていなかった期間（60歳未満の期間に限る）

※ これ以外にも合算対象期間となる期間がありますので、受給資格期間については、年金事務所（86ページ）にご相談ください。

◆年金額の計算方法（令和8年度・年額）：【 】は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

$$847,300円 \times \frac{\text{保険料納付済み月数} + (\text{保険料免除月数} \times \text{下記別表乗率})}{480}$$

【844,900円】

※ 加入可能年数を超えた月数は年金額に反映されません。

※ 保険料4分の3免除、半額免除、4分の1免除月数は、承認を受けて4分の1、半額、4分の3の保険料をそれぞれ納付した月数です。

※ 付加保険料を納めた期間のある場合は、200円×付加保険料納付済月数で計算した額が加算されます。

<別表：免除期間の時期に応じた乗率>

免除の種類	免除期間の時期	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除・法定免除	2/6	4/8
4分の3免除（4分の1納付）	3/6	5/8
半額免除（半額納付）	4/6	6/8
4分の1免除（4分の3納付）	5/6	7/8

◆老齢基礎年金が受けられる期間：

65歳の誕生日の翌月から死亡した月までです。

繰上げ、繰下げ支給を受ける場合は、請求手続きをした翌月分から死亡した月までです。

◆繰上げ支給・繰下げ支給：

老齢基礎年金の支給は原則として65歳からですが、希望により60歳以降から繰上げて、また、65歳以降に繰下げて受けることができます。

● 繰上げ支給

60歳から64歳の間で希望したときから受けることができます。

年金額は、別表のように減額支給されます。

繰上げ支給を受ける場合には、次のことにご注意願います。

- ・受け取る年金額は、終身減額された年金額となります。
- ・繰上げ請求後に60歳以降の被保険者ではない期間に初診日のある傷病で障がいの状態になっても、障害基礎年金は受けられません。
- ・繰上げ請求後に60歳以前に初診日のある傷病で障がいの程度が進んでも、事後重症請求による障害基礎年金は受けられません。
- ・寡婦年金は受けられません。
- ・国民年金の任意加入はできなくなります。
- ・過去に保険料の免除を受けた期間の追納ができなくなります。
- ・65歳前に受けている老齢厚生年金などは減額される場合があります。
- ・遺族厚生年金を受けるようになったときは、65歳になるまでどちらかの年金を選択することになります。65歳以降は、減額された老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給されます。

※これ以外にも注意点がありますので、詳しくは年金事務所（86ページ）にお問い合わせください。

● 繰下げ支給

66歳から75歳未満の間で希望したときから受けることができます。

年金額は、別表のように増額支給されます。

繰下げ支給を受ける場合には、次のことにご注意願います。

- ・受け取る年金額は、終身増額された年金額となります。
- ・老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げ支給は、両方同時に申し出ること、別々に申し出ること、また、一方のみを申し出することもできます。
- ・75歳到達月（75歳の誕生日の前日の属する月）を過ぎて請求しても、増額率は増えません。
- ・他の年金給付（遺族厚生年金など）の受給権発生後は、繰り下げ請求はできません。

※これ以外にも注意点がありますので、詳しくは年金事務所（86ページ）にお問い合わせください。

<別表：繰上げ・繰下げ増減額表>

繰上げ減額率・繰下げ増額率は月単位です。

受給開始年齢		100%	
60歳	76.0%支給		24.0%減額
61歳	80.8%支給		19.2%減額
62歳	85.6%支給		14.4%減額
63歳	90.4%支給		9.6%減額
64歳	95.2%支給		4.8%減額
65歳	100%支給		
66歳	108.4%支給		8.4%増額
67歳	116.8%支給		16.8%増額
68歳	125.2%支給		25.2%増額
69歳	133.6%支給		33.6%増額
70歳	142.0%支給		42.0%増額
71歳	150.4%支給		50.4%増額
72歳	158.8%支給		58.8%増額
73歳	167.2%支給		67.2%増額
74歳	175.6%支給		75.6%増額
75歳	184.0%支給		84.0%増額

繰
上
げ

繰
下
げ

◆配偶者加給年金の切り替え（振替加算）：

厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者（大正15年4月2日から昭和41年4月1日生まれ）は生年月日に応じた額（年額16,335円～243,100円）が老齢基礎年金に加算され支給されます。

夫（妻）が受けている老齢厚生年金や退職共済年金等に妻（夫）の加給年金額が加算されている場合、妻（夫）が65歳になり自分名義の老齢基礎年金が受けられるようになると、この加給年金額は支給されなくなり、妻（夫）名義に振替加算されます（夫（妻）の年金は、減額されます）。

※照会先：

- 1 厚生年金や共済年金等の加入期間がある人、又はその被扶養配偶者だった人
⇒ お住いの区を管轄する年金事務所（⇒77,158ページ）又は自分が加入していた共済組合
※ この場合、区役所では年金額を計算できませんのでご注意ください。
- 2 第1号被保険者又は任意加入被保険者としてしか公的年金制度に加入したことがない人
⇒ お住いの区の区役所保健福祉部保険年金課（⇒154～155ページ）

3 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金などの収入や所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。（令和元年10月から制度開始）

◆老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

●支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている。
- ②請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が909,000円【906,700円】以下である。

●給付額

月額5,620円（令和8年度）を基準に、保険料納付済期間などに応じて算出され、次の①と②の合計額となります。（※1）

1 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝ 5,620円×保険料納付済月数／480カ月

②保険料免除期間に基づく額（月額）＝ 11,768円（※2）×保険料免除月数／480カ月

（※1）前年の年金収入額とその他の所得額の合計が809,000円【806,700円】を超え909,000円【906,700円】以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

（※2）保険料全額免除、3／4免除、1／2免除期間は11,768円【11,734円】（老齢基礎年金満額（月額）の1／6）、保険料1／4免除期間は5,884円【5,867円】（老齢基礎年金満額（月額）の1／12）となります。【 】は昭和31年4月1日以前生まれの方の額。

◆障害年金生活者支援給付金

●支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

1 障害基礎年金を受けている。

②前年の所得額が「4,794,000円+ 38万円※×扶養親族の数」以下である。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

●給付額害年金の等級により次のとおりです。

・障害等級1級 月額7,025円（令和8年度）（障害等級2級の1.25倍）

・障害等級2級 月額5,620円（令和8年度）

◆遺族年金生活者支援給付金

●支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

1 遺族基礎年金を受けている。

②前年の所得額が「4,794,000円+38万円※×扶養親族の数」以下である。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

●給付額

月額5,620円（令和8年度）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,620円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

◆手続方法

年金を請求するときまたは給付金に該当するようになったときにお住いの区を管轄する年金事務所へ請求書の提出が必要です。

※第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金を受けている方、障害基礎年金を受けている方、遺族基礎年金を受けている方はお住いの区の区役所でも請求書の提出をすることができます。

※照会先：お住いの区を管轄する年金事務所（⇒158ページ）又はお住いの区の区役所保健福祉部保険年金課（⇒154～155ページ）

外国人高齢者に対する所得保障

1 外国人高齢者福祉手当

公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない在日外国人高齢者等に対して、その福祉の向上を図るため、福祉手当を支給します。(平成7年7月事業開始)

◆ 支給対象者 : 本市に住民登録をしている方、もしくは本市の被措置者(福祉施設入所者)のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方であって、大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた在日外国人のうち、永住許可又は特別永住許可を受けている方(昭和36年4月1日以降帰化した方を含む)。

◆ 支給額 : 月額10,000円

◆ 支給停止 : 支給対象者が、次のいずれかに該当する場合は手当の支給を停止します。

- ① 前年の所得が、別に定める額を超えるとき。
- ② 公的年金の受給権者となったとき。
- ③ 本制度と同様の趣旨で支給される手当等を受けることになったとき。
- ④ 生活保護又は、中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律により給付等を受けているとき。

※要綱等 : 札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当支給要綱

※令和8年度予算 : 120千円(道費補助事業)

※令和7年度実績 : 外国人高齢者1名

※照会先 : お住いの区の区役所保健福祉部保健福祉課(⇒154～155ページ)

税制上の優遇措置

1 所得税及び個人住民税

施 策	対 象 者	控 除 額	
		所 得 税	住 民 税
		令和 7 年分	令和 8 年度分
老人扶養・配偶者控除	満70歳以上の扶養親族・同一生計配偶者を有する方	48万円	38万円
同居老親等扶養控除	同居している自己又は配偶者の直系尊属である老人扶養親族を有する方	58万円	45万円
障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である方 ※本人、配偶者又は本人と生計を一にする親族と同居している特別障害者は同居特別障害者になる。	27万円 (40万円) (75万円)	26万円 (30万円) (53万円)

— 公的年金等の所得の簡易計算表（速算表） —

○令和 7 年中に支払いを受けた年金

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額（A）	公的年金等に係る雑所得の金額の算出方法（注 2）
65歳以上の方 (注 1)	330万円以下	(A) - 110万円
	330万円超 ～ 410万円以下	(A) × 75% - 27万5千円
	410万円超 ～ 770万円以下	(A) × 85% - 68万5千円
	770万円超 ～ 1,000万円以下	(A) × 95% - 145万5千円
	1,000万円超	(A) - 195万5千円
65歳未満の方	130万円以下	(A) - 60万円
	130万円超 ～ 410万円以下	(A) × 75% - 27万5千円
	410万円超 ～ 770万円以下	(A) × 85% - 68万5千円
	770万円超 ～ 1,000万円以下	(A) × 95% - 145万5千円
	1,000万円超	(A) - 195万5千円

(注 1) 令和 7 年分所得税（令和 8 年度分住民税）の場合、昭和36年 1 月 1 日以前に生まれた方が 65 歳以上となる。

(注 2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円超 2,000 万円以下、2,000 万円超の場合に、公的年金等に係る雑所得の金額がそれぞれ 10 万円、20 万円加算される。

2 固定資産税

施 策	概 要
バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置	50 万円を超える自己負担で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅（貸家部分は除く）については、改修工事完了後 3 カ月以内に減額の申告手続きをした場合に限り、工事完了年の翌年度分の固定資産税のうち 100㎡相当分を 3 分の 1 減額する（適用は 1 回のみ）。